



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL 0254-22-4390
FAX 22-4705

2023. 1. 16
NO. 2330

自主申告運動への国の介入を許すな！

岸田政権が12月23日に閣議決定した「税制改正の大綱」に、「税理士でない者が税務相談を行った場合の命令制度創設等」が盛り込まれました。税務相談を停止させる権限を財務相に与え、実力行使も可能にするものです。停止命令を判断する質問検査権が国税庁・税務署に与えられ、財務相の命令に従わなければ罰則を科すとしています。全商連は事務局長談話（裏面参照）を發出し、専門家と自主申告を進める団体と意見交換の場を持ち、弾圧法規阻止の共同を広げることを確認しました。

日本共産党の小池晃参院議員が行った財務省要請で、財務省の担当は「SNSによる不特定多数の脱税相談、不正還付に対し、緊急な処分が必要」と説明しましたが、対象や範囲も無限定で、民商を含め自主申告運動を進めている団体も対象になり得る危険性が浮き彫りになりました。

「税制改正の大綱」は1月召集の通常国会で、国民生活を犠牲にする大軍拡予算とともに審議され、3月末までの成立が狙われています。

民商では自主申告運動を守るため緊急の署名運動に取り組みます。ご協力をお願いします。



年末調整は忘れずに！

事務所での相談は「予約制」とさせていただきます。事前にご連絡いただき、担当事務局と日時を調整してからお越しください。

*納期特例事業所の源泉所得税の納付期限は

1月20日（金）です。

*市町村の「給与支払報告書」、税務署の「法定調書合計表」の提出期限は1月31日（火）です。

新型コロナウイルスによる共済金の請求について

新型コロナウイルスに感染（検査で陽性と診断）し、自宅または宿泊施設等で実際に療養した場合（みなし入院）は入院見舞金の対象となります。また、感染はしていない（検査で陰性）が、感染者との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機（健康観察）などを指示された場合は安静加療見舞金の対象となります。

12月1日以降に感染した場合はインフルエンザの感染と区別するため、「自宅療養証明書」または「MY HER・SYS」や「陽性者登録・フォローアップセンター」などの登録画面、メールなどをプリントアウトしたものを提出する必要があります。

65歳未満など「発生活対象外」の方は保健所から「療養証明書」が発行されませんが、感染したら必ず「陽性者登録・フォローアップセンター」に登録するようにしてください。



詳しくは民商事務所までお問い合わせください。

労働保険料3期分 振替日のご案内

1月31日（火）が振替日（口座引落）です。

振替金額等は「労働保険料等口座振替のお知らせ」をご覧ください。

婦人部 「喜多方ラーメン」

好評販売中



和風ベースの「ししょうゆ味」・コクのある「みそ味」どちらも「5食入り」で 1000円

*役員・事務局にご注文下さい。

今後の日程

1月17日（火）…新発田民商「青旗びらき」

1月19日（木）…弁護士による「法律相談」

（相談希望の方は前日までにご予約ください）